

欧州特許庁，高品質の手続のためのハンドブックを公表

2012年7月12日  
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は，2012年3月，「EPOにおける高品質の手続のためのハンドブック（Handbook of quality procedures before the EPO）」を公表した（日本語仮訳は別添参照）。

本ハンドブックは，欧州特許の出願から特許付与までの一連の手続において，EPOとユーザーの代表との両者によって認められた好ましい実務へのガイドを提供することを目的としており，欧州特許機構（EPOr）の管理理事会においてオブザーバー・ステータスを有する欧州特許弁理士会（epi）およびビジネスヨーロッパの協力を得てEPOが作成したもの。

また，本ハンドブックは，出願，審査官からの通知，および，当事者からの提出書類の品質の向上することに伴って，効率的な手続を提供することを意図して作成されたものであり，EPOにおける手続の経験の少ない弁理士や欧州特許弁理士試験（EQE）に備える志願者のための導入説明としても役立つとしている。

EPOにおいては，審査ガイドラインが6月20日に改訂されているが，本ハンドブックからは改訂された審査ガイドラインへの参照が可能になっている。

－ 高品質の手続のためのハンドブックは，以下参照 －

[Handbook of quality procedures before the EPO](#)

－ 高品質の手続のためのハンドブックの日本語仮訳は，以下参照 －

[EPOにおける高品質の手続のためのハンドブック（PDF）](#)

－ EPOの審査ガイドライン改訂に関する欧州知的財産ニュースは，以下参照 －

[欧州特許庁，審査ガイドラインを改訂（2012年6月22日）（PDF）](#)

（以上）